

産業廃棄物処分業許可証

住所 愛媛県西条市船屋乙5番地の7  
氏名 株式会社クリーンダスト  
代表取締役 菊地 英二郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許可の年月日  
許可の有効年月日

令和5年7月13日  
令和10年6月15日

1. 事業の範囲  
最終処分

埋立処分：燃え殻、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん、処分するために処理したもの  
以上13種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 管理型最終処分場

1箇所

設置場所：西条市船屋椎ノ木谷乙2番1及び蛭子谷5番1  
許可年月日：平成8年1月22日、第373-8号  
設置年月日：平成15年3月31日  
埋立面積：26,270m<sup>2</sup>、埋立容積：345,334m<sup>3</sup>

3. 許可の条件  
該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○当初許可	平成15年 6月16日
○更新許可	平成20年 6月25日
○更新許可	平成25年 6月18日
○更新許可	平成30年 7月 4日
○代表者変更(旧：白川 章)	令和 2年12月 1日
○再交付	令和 5年 3月10日
○更新許可	令和 5年 7月13日

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無